

見積参加希望者 各位
(盛岡市内に本社又は営業所を有する「保守・点検・管理（修理・整備を含む）
－昇降機・自動ドア保守点検」の有資格者)

盛岡市長 内 館 茂

随意契約見積通知書

今般、下記事項を随意契約に付するに際し、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得を熟知して見積されたく通知します。

記

- 1 随意契約見積に付する事項
件 名 盛岡市立小中学校給食用リフト設備点検業務委託
業務内容 別紙「仕様書」のとおり。
- 2 契約期間
契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで
- 3 契約条項を示す場所
盛岡市教育委員会事務局総務課
- 4 見積書提出の日時及び場所
令和6年6月18日（火） 8時30分から14時00分まで
盛岡市役所 都南分庁舎3階 教育委員会事務局総務課
執行即時開札
- 5 郵便又は電話による見積
認めない
- 6 契約書作成の要否
要
- 7 その他
 - (1) 見積回数
1回限りとする。
(但し、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)
 - (2) 見積書
見積書は、見積書は心得第7第1項によるものとし、一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
 - (3) 見積の無効
盛岡市随意契約見積参加者心得第9の規定に該当する見積
 - (4) 見積の辞退
盛岡市随意契約見積参加者心得第11第2項の規定によること。
 - (5) この見積に関する問い合わせ先
一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和6年6月13日（木）10時までに電子メール又は文書（ファックス可）により教育委員会事務局総務課あて提出すること。回答は、見積対象業者（ただし、既に辞退届を提出した者を除く。）にファックスで令和6年6月14日（金）までに回答する。
電子メールアドレス edu.soumu@city.morioka.iwate.jp
盛岡市教育委員会事務局総務課 Tel 019-613-3088、Fax 019-639-9043